

議案第 22 号

令和 5 年度久御山町三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度久御山町の三郷山財産区特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,876 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 29 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項					
1 財	産	収	入				
				1 財	産	運	用
歳		入		合		計	

歳出

款		項					
1 総	務	費	費				
				1. 総	務	管	理
歳		出		合		計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
4,199	10	4,209
4,199	10	4,209
45,866	10	45,876

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
45,716	10	45,726
45,716	10	45,726
45,866	10	45,876

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総務費	1 総務管理費	災害に強い森づくり事業	20,000

C

C

0

0

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	4,199	10	4,209
歳入合計	45,866	10	45,876

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	45,716	10	45,726
歳出合計	45,866	10	45,876

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	10
0	0	0	10

2 歳 入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2 利子及び配当金	5	10	15
計	4,199	10	4,209
歳入合計	45,866	10	45,876

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	10	・三郷山財産区基金預金利子

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 財 産 管 理 費	44,912	10	44,922				10
計	45,716	10	45,726				10
歳 出 合 計	45,866	10	45,876				10

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24積立金	10	財産管理一般事務費 24積立金 ・三郷山財産区基金積立金	10 10

○

○